行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	地域福祉課	整理番号	18-3
処分の種類	指定助産機関及び指定施術機関の指定取消又は効力の停止				
根拠法令条例 等·条項	生活保護法第55条第2項				
処分の概要	指定助産機関又は指定施術機関が、生活保護法第55条第2項の規定により準用する 第51条第2項(第4号、第6号ただし書き及び第10号を除く)に該当するとき、指定を取り 消し、又は期間を定めて指定の効力を停止する決定				
処分基準(未設定の場合はその理由)	【参考】生活保護》 医療機関」を「指定	去第51条第2項(足助産機関又は指	、尽されているため 第4号、第6号ただ 定施術機関」に、「 機関」に読み替え。	し書及び第10号を 指定医療機関の関	
基準の制定根拠	_				